

文化遺産総合活用推進事業（歴史文化基本構想策定支援）国庫補助要項

平成27年4月1日
文化庁長官決定
平成28年4月1日
平成29年4月1日
改 正

1. 趣旨

この要項は、文化芸術振興費補助金（文化遺産総合活用推進事業）交付要綱に基づき、地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境を含めて総合的に保存・活用するためのマスタープランである「歴史文化基本構想（以下「基本構想」という。）」を策定または改定する事業に必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 実施方法

- (1) 地方公共団体が、上記趣旨に基づき、文化遺産総合活用推進事業実施計画（以下、「実施計画」という。）（様式1-1）を作成し、文化庁長官（以下「長官」という。）に提出する。
- (2) 長官は、提出された実施計画について、外部の有識者からの意見を踏まえ、実施計画に盛り込まれた事業に対して補助を行う。
- (3) 地方公共団体は、実施計画終了後に文化遺産総合活用推進事業実施報告（様式1-2）を長官に提出する。
- (4) 地方公共団体は、実施計画の内容に変更が生じる場合は、速やかに長官に報告することとする。

3. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体（主に市町村）とする。

4. 補助対象事業及びその内容

補助対象となる事業は、以下に掲げる事業とする。

- (1) 歴史文化基本構想策定事業
地域内の歴史的背景、自然的環境、社会的状況、文化財の状況等に関する調査研究や基本構想の策定等に必要事業。
- (2) 歴史文化基本構想改訂事業
社会的情勢の変化や、区域内の新たな条例等の制定や関連する行政計画等の変更等を踏まえ、既に策定した基本構想を改訂するために必要事業。

5. 補助対象経費

補助対象経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別表のとおりとする。

- (1) 主たる事業費
 - ① 調査経費
 - ② 「基本構想」策定及び改定に要する経費
 - ③ 基本計画に基づいた「保存活用計画」の策定及び改定に要する経費
 - ④ 基本構想の印刷に要する経費
 - ⑤ 地域住民に対する説明会等の開催に要する経費
- (2) その他の経費事務経費

6. 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内において定額とする。

(別表)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
文化遺産総合活用推進事業	主たる事業費	【共通】 ①歴史文化基本構想策定事業費 ②歴史文化基本構想改訂事業費	賃金 共済費 報償費 旅費 使用料及び借料 役務費 委託費 請負費 需要費	現地踏査補助員 〇〇〇員 〇〇保険 講師等謝金 原稿執筆謝金 会議出席謝金 〇〇謝金 普通旅費 特別旅費 費用弁償 会場借料 自動車等借上料 〇〇借料 〇〇損料 通信運搬費 現像焼付料 〇〇委託費 請負費 消耗品費 印刷製本費 会議費	直営で実施する場合 " 危険作業を伴う等時に必要な場合に限る 現地踏査旅費、調査旅費 外部委員等旅費 現地踏査自動車雇上 単価が10万円未満(税込)のものに限る 歴史文化基本構想印刷費、 会議等資料印刷
	その他の経費	事務経費	事務費	賃金 旅費 役務費 委託費 使用料及び借料 需要費	資料整理等賃金 普通旅費 費用弁償 通信運搬費 手数料 〇〇委託費 会場借料 〇〇借料、〇〇損料 消耗品費 印刷製本費